

## 岡山県農林水産総合センターにおける研究及び調査活動上の不正行為防止等に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、岡山県農林水産総合センター（以下「総合センター」という）が、総合センターの研究職員等による業務上の研究倫理規範を確立するとともに、研究倫理に背く特定の不正行為（以下「特定不正行為」という）を防止し、特定不正行為が行われ、又はその恐れがあるときに、迅速かつ適正に対応するために必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この規程において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1)「研究所等」とは、別表に掲げる組織をいう
  - (2)「研究所長等」とは、別表に掲げる組織の長をいう
  - (3)「研究室長等」とは、別表の組織を構成する研究室、室、課及びグループの長をいう
  - (4)「職員等」とは、総合センターに所属する職員及び総合センターの業務に専ら従事するものをいう
  - (5)「研究倫理教育」とは、総合センターや研究所等が行う研究倫理規範の修得及び研究倫理の向上を目的とした教育をいう
- 2 この規程において「特定不正行為」とは、故意又は研究職員としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、研究論文等に発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等のねつ造、改ざん及び盗用をいうとともに、これらの行為の証拠隠蔽や立証妨害、並びにその他社会通念に照らして甚だしく研究者倫理を逸脱したものをいう。
- (1)「ねつ造」とは、存在しないデータ、研究結果等を作成することをいう
  - (2)「改ざん」とは、研究活動等で得られた結果について変更する操作を行い真性でないものに加工することをいう
  - (3)「盗用」とは、他の者のアイデアや研究結果、論文等を当該者の了解又は適切な表示なく使用することをいう

### (責任者)

第3条 総合センターに研究倫理統括責任者を置き、総合センター長をもって充てる。

2 総合センターに不正行為対応責任者を置き、事務次長をもって充てる。

3 総合センターに研究倫理教育責任者を置き、技術次長をもって充てる。

4 研究所等に研究倫理責任者を置き、研究所長等をもって充てる。

5 研究倫理統括責任者は、研究倫理教育責任者及び研究倫理責任者を通じて、次に掲げる研究及び調査上の不正防止に向けた取り組みを実施するとともに、その実施状況等を把握し、必要と認めた場合は研究所長等に改善を求める他、必要な措置を講ずるものとする。

(1) 研究倫理教育

(2) 職員等の研究倫理に関する意識状況の調査

(3) 研究所等が定める研究管理及び研究成果発表に関する手続きの適切な履行

(4) その他、研究倫理統括責任者及び研究倫理教育責任者が必要とする事項

6 研究倫理統括責任者が事故あるとき、又は欠員のときは総合センター長の職務代行者がその職務を行う。

7 研究倫理統括責任者は、不正行為対応責任者、研究倫理教育責任者及び研究倫理責任者に事故あるとき、又は欠員のときは適任者を指名し、その職務を行わせる。

(教育)

第4条 研究倫理教育責任者は、研究倫理責任者と連携して職員等を対象に、研究倫理の確立や自浄作用の醸成、研究活動及び研究成果の適切な確認に資するため、研究倫理教育を実施する。

(研究所長等の責務)

第5条 研究所長等は、所掌する研究所等における研究上の不正を防止する研究環境を整え、その維持のため、次に掲げる事項を行うよう努めなければならない。

- (1) 人事を含め、研究所等を公正に運営すること
- (2) 研究所等において、研究論文等に疑義が生じた場合は、その調査が適正に行われるよう、必要に応じて職員等を管理・指導すること
- (3) 研究室長等に対し、公正な研究活動や研究室等のマネジメントについて管理・指導すること
- (4) 研究倫理教育責任者と連携して、所掌する研究所等において研究上の不正防止の取り組みが確実に履行されるよう職員等を教育し、周知を図ること
- (5) 所属する職員等に対する研究倫理に関する意識を確認すること

(研究室長等の責務)

第6条 研究室長等は、その所掌する組織において研究上の不正を防止するため、次に掲げる事項を行うよう努めなければならない。

- (1) 研究室等を公正に運営し、不正が起こらないよう雰囲気を醸成すること
- (2) 研究室等において、研究論文等に疑義が生じた場合は、その調査が適正に行われるよう、必要に応じて職員等を管理・指導すること
- 2 研究室長等は、研究所等が定める研究管理及び研究成果発表に関する手続きを適切に実施しなければならない。
- 3 研究室長等は、所属する職員等に対し、総合センターや研究所等が実施する研究倫理教育を履修させなければならない。

(職員等の責務)

第7条 職員等は、研究業務を自ら実施するものとして、誇りと高い倫理性を保持し、次に掲げる事項をその研究活動の行動基準としなくてはならない。

- (1) 研究及び調査上の不正は行わない
- (2) 研究及び調査上の不正に加担しない
- (3) 周りの職員等に対して研究及び調査上の不正をさせない
- 2 職員等は、必要とされる研究倫理教育を履修しなくてはならない。
- 3 職員等は、研究所等が定める研究管理及び研究成果発表に関する手続きを適切に実施しなければならない。
- 4 職員等は、研究倫理責任者から研究上の不正防止に向けた取り組みに関して指示又は改善を求められた場合は誠実に対応しなければならない。

(受付窓口)

第8条 特定不正行為に係る相談や告発の窓口を、総合センター総務課総務班に置く。

- 2 窓口を利用する方法は、電話及び電子メール、FAX、書面、又は面会とする。
- 3 相談や告発を受け付けた場合、不正行為対応責任者は直ちに研究倫理統括責任者に報告し、予備調査を実施しなければならない。

(予備調査)

第9条 予備調査は、告発等の内容の合理性や調査可能性等について調べ、本格的な調査を実施すべきか判断するものとする。

- 2 不正行為対応責任者は、調査終了後、直ちにその結果を研究倫理統括責任者に報告す

るとともに、結果の概要を告発者又は相談者及び調査対象者に報告するものとする。

(本調査)

第10条 研究倫理統括責任者は、予備調査の結果、本調査が必要な場合には、調査委員会を設置し、調査の決定を告発者、相談者及び調査対象者に通知し、直ちに本調査を実施しなければならない。

2 調査委員会の事務局を産学連携推進課に置く。

3 調査委員会は次の者によって構成される。ただし、全調査委員の半数以上を外部有識者とする。

(1) 研究倫理統括責任者

(2) 不正行為対応責任者

(3) 外部有識者(2名以上、外部評価委員から研究倫理統括責任者が指名する)

(4) 研究倫理統括責任者が必要と認めた者

4 調査委員会は次の事項を行うことができる。

(1) 告発者、相談者及び調査対象者等の関係者からの事情聴取

(2) 特定不正行為に係る資料等の調査

(3) その他調査に必要な事項

(審理、認定及び措置)

第11条 調査委員会は、特定不正行為の有無及びその程度について、本調査の開始から150日以内に審理し、認定を行う。また、この期限内に調査が完了しない場合は、その経過や今後の見込み等を告発者や相談者、調査対象者に報告しなければならない。

2 認定に際して、調査対象者に口頭又は書面による弁明の機会を与えなければならない。

3 調査委員会は、調査結果について直ちに文書により告発者や相談者、調査対象者に報告しなければならない。

4 調査委員会において特定不正行為の存在が確認され、次に掲げる措置が必要と認めた場合には、研究倫理統括責任者は自らの権限で実施できるものは速やか措置するとともに、それ以外についてはセンター長名で関係機関や部署に特定不正行為の存在を報告し、措置すべき内容を進達するものとする。

(1) 地方公務員法等に基づく懲戒処分

(2) 研究費の使用停止又は返還等の措置

(3) 特定不正行為を排除するための措置

(4) その他必要な事項

(不服申立て)

第12条 告発者、相談者及び調査対象者は、第10条第1項の通知及び第11条第1項の認定に対して不服がある場合は、文書通知の翌日から起算して14日以内に研究倫理統括責任者に不服申立てすることができる。

2 研究倫理統括責任者は、不服申立てに妥当性が認められる場合は調査委員会に再審理させることができる。

3 再審理の方法は、第10条及び11条に準じて実施し、審理期間50日以内とする。

(告発者等の保護)

第13条 調査委員会の構成員は、告発者、相談者及び調査協力者が告発や情報提供により、不利益な取り扱いを受けることがないように必要な措置を講じて、職場環境の保全に努めなくてはならない。

2 調査委員会の構成員は、調査対象者についても特定不正行為の確認がされるまで、不正行為の隠蔽等が懸念される場合を除き、調査対象者の人権や職場環境が不適當に侵害されないよう必要な措置を講じなければならない。

(告発の乱用の禁止)

第14条 何人も、虚偽の告発、他人を誹謗中傷する告発、その他不正な目的による告発を行ってはならない。研究倫理統括責任者は、そのような告発を行ったものに対して、自らの権限で必要な処分を行うことができる。

(守秘義務)

第15条 調査委員会の委員及び関係者は、この規程により知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(事務)

第16条 この規程に関する事務は、産学連携推進課が処理する。

附則

- 1 この規程は、平成27年4月1日から適用する。
- 2 「岡山県農林水産総合センターにおける研究上の不正行為防止等に関する規程(平成22年4月1日施行)」は廃止する。

附則

この規定は、平成28年4月1日から適用する。

別表 農林水産総合センターの研究所等

普及連携部 農業研究所 生物科学研究所 畜産研究所 森林研究所  
水産研究所 農業大学校